

○重度障害者住宅設備改良費扶助要綱

昭和45年7月1日

(総則)

第1条 重度障害者の住宅設備改良費の扶助については、この要綱の定めるところによる。

(扶助の対象工事)

第2条 扶助の対象工事は、既存の住宅における次に掲げるものとする。

- (1) 浴室、便所、玄関等の市長が必要と認める改良工事(次号及び第3号に掲げる工事を除く。)
- (2) 天井走行式移動リフトの設置工事
- (3) 環境制御装置の設置工事

2 前項の対象工事のうち、過去5年以内において第6条に規定する交付決定の対象となった工事は、扶助の対象としない。ただし、火災等の災害又は転居に起因して行う工事を除く。

(扶助の対象者)

第3条 扶助の対象者は、市内に居住する次に掲げる者とする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する工事の対象者 次に掲げる者のうち、当該工事が必要と市長が認めるもの
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者」という。)で、障害の程度が1級又は2級の者
 - イ 知的障害者更生相談所又は児童相談所(以下「相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者
 - ウ 障害の程度が3級の身体障害者で、相談所において知能指数が50以下と判定された者
- (2) 前条第1項第2号に規定する工事の対象者 児童を除く65歳未満の身体障害者で、その障害の区分及び等級が下肢又は体幹機能障害2級以上で移動が困難な者
- (3) 前条第1項第3号に規定する工事の対象者 児童を除く身体障害者で、その障害の区分及び等級が四肢機能障害2級以上の者

(扶助の額)

第4条 扶助の額は、予算の範囲内において、第2条の改良工事に要する経費の額(第2条第1項第1号に規定する工事については、障害児者日常生活用具給付要綱(平成18年10月1日施行)別表第1に規定する居宅生活動作補助用具の購入に要する費用又は介護保険法(平成9年法律第123号)第45条に定める居宅介護住宅改修費及び同法第57条に定める介護予防住

宅改修費として支給の対象となる工事に要する経費(20万円を限度とする。)を控除する。)から別表に定める自己負担額を控除した額とする。ただし、第2条第1項第1号に規定する工事にあっては40万円を、同項第2号に規定する工事にあっては100万円を、同項第3号に規定する工事にあっては60万円を限度とする。

(改良費の交付申請)

第5条 改良工事に要する経費の扶助を受けようとするものは、重度障害者住宅設備改良費交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅設備改良計画見積書(第2号様式)
- (2) 自己負担額を認定するための書類(源泉徴収票等)
- (3) 家主の承諾書(第3号様式)
- (4) 当該申請を行う年度を対象年度とした寡婦(夫)控除みなし適用対象確認通知書(寡婦(夫)控除等のみなし適用の対象者の確認に関する要綱(平成28年7月1日制定)第4条に規定するものをいう。)の交付を受けているときは、その写し

(改良費の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請により扶助を適当と認めたときは、重度障害者住宅設備改良費交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(改良費の変更交付申請)

第7条 改良費の交付決定を受けた者が、改良工事の変更等により工事見積額に増減を生じた場合は、重度障害者住宅設備改良費変更交付申請書(第5号様式)に見積書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(改良費の変更交付決定)

第8条 市長は、前条の申請により交付決定金額の変更を適当と認めたときは、重度障害者住宅設備改良費変更交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知する。

(工事の中止等)

第9条 工事を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(工事の検査)

第10条 改良費の交付決定を受けた者は、工事完了後速やかに重度障害者住宅設備改良工事完成届兼検査書(第7号様式)を市長に提出しその検査を受けなければならない。

(改良費の交付)

第11条 改良費は、前条の規定による検査を完了した後に、申請者からの請求に基づき交付する。

(財産処分の制限)

第12条 改良費の扶助の交付を受けた者は、この要綱の規定に基づき取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに扶助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、改良費の扶助の交付を受けた者が交付を受けた扶助額の全部に相当する金額を市に納付した場合又は10年を経過したときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和45年7月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 身体障害者住宅設備改善扶助要綱(昭和44年10月1日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

対象者の世帯の階層区分		自己負担額
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに前年の所得税(以下「所得税」という。)が非課税の世帯	0円
2	所得税が24,000円以下の世帯	改良工事に要する経費(基準額以内)の4分の1の額
3	所得税が24,001円以上198,000円以下の世帯	改良工事に要する経費(基準額以内)の3分の1の額
4	所得税が198,001円以上1,500,000円以下の世帯	改良工事に要する経費(基準額以内)の2分の1の額
5	所得税が1,500,001円以上の世帯	全額

備考

所得税の額は、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第

26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された額(この所得税の額を計算する場合には、所得税法第84条に規定する扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定により算出した額を控除するものとし、所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))又は第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に係る控除に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで並びに租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項の規定は適用しないものとする。)とする。

第1号様式（第5条関係）

重度障害者住宅設備改良費交付申請書

年 月 日			
(あて先) 横須賀市長			
住所 申請者 氏名			
改 造 設 備	<input type="checkbox"/> 浴 室 <input type="checkbox"/> 便 所 <input type="checkbox"/> 玄 関 <input type="checkbox"/> 台 所 <input type="checkbox"/> 階 段 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 居 室 <input type="checkbox"/> 廊 下 <input type="checkbox"/> その他 ()		
所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 自 家 <input type="checkbox"/> 借 家		
支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 償 還 <input type="checkbox"/> 委 任		
障 害 者 氏 名	年 月 日生		申 請 者 との関係
身体障害者手帳 療 育 手 帳	神奈川県 第 号 ()	障 害 名	
障 害 の 程 度	級		
(事務処理欄)			

第2号様式（第5条第1号関係）

住 宅 設 備 改 良 計 画 見 積 書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 氏名	
障 害 者 氏 名	
住 宅 の 所 在 地	
改 造 設 備	
見 積 金 額	
内 訳	

第3号様式（第5条第3号関係）

重度障害者住宅設備改良に関する承諾書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
家 主	住所 氏名
印	
障 害 者 氏 名	
住 宅 の 所 在 地	
改 造 設 備	
改 造 の 概 要	

第4号様式（第6条関係）

重度障害者住宅設備改良費交付決定通知書

年 月 日						
様						
横須賀市長					印	
交 付 金 額						円
改 造 設 備						
条 件						

第5号様式（第7条関係）

重度障害者住宅設備改良費変更交付申請書

年 月 日			
(あて先) 横須賀市長			
住所 申請者 氏名			
改 造 設 備	<input type="checkbox"/> 浴 室 <input type="checkbox"/> 便 所 <input type="checkbox"/> 玄 関 <input type="checkbox"/> 台 所 <input type="checkbox"/> 階 段 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 居 室 <input type="checkbox"/> 廊 下 <input type="checkbox"/> その他 ()		
所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 自 家 <input type="checkbox"/> 借 家		
障 害 者 氏 名	年 月 日生	申 請 者 との関係	
理 由			
(事務処理欄)			

第6号様式（第8条関係）

重度障害者住宅設備改良費変更交付決定通知書

年 月 日						
様						
横須賀市長					印	
交 付 金 額						円
理 由						

第7号様式（第10条関係）

重度障害者住宅設備改良工事完成届兼検査書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所	
氏名	
交付決定通知書の 日付及び番号	年 月 日 横須賀市指令横福障第 号
完 成 年 月 日	年 月 日
交付決定を受けた金額	円
実際に要した金額	円
(事務処理欄)	

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条第1号関係)

第3号様式(第5条第3号関係)

第4号様式(第6条関係)

第5号様式(第7条関係)

第6号様式(第8条関係)

第7号様式(第10条関係)